

大規模文化事業開催に対する助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化に触れる機会の充実等本市における文化の向上及び振興を図るため、本市で大規模文化事業（県域又は県域を越える範囲から参加のある文化事業で、国又は地方公共団体が主催又は共催するものをいう。以下同じ。）を引き受けて開催する団体に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、本市を中心に文化活動をしている団体又は当該団体が加盟している団体が本市で開催する大規模文化事業とする。ただし、市から他の助成金等の交付を受けて開催するものは除く。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）から国及び他の地方公共団体からの助成金を除いた額の範囲内とし、1事業につき10万円を上限とする。

2 助成対象経費は、次に掲げるもの以外の助成対象事業の開催に要する経費とする。

- (1) 団体の人件費及び運営費
- (2) 団体構成員間の通信運搬費
- (3) 交際費、慶弔費及び懇親会費
- (4) 他団体への負担金等
- (5) その他助成対象事業の開催に直接必要と認められない経費

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、大規模文化事業開催助成金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象事業の開催要項又は事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否及び金額を決定し、申請者にその旨を通知する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更等)

第6条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象事業の内容を著しく変更し、又は中止しようとするときは、書面により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を市長に提出し、助成対象事業の実績報告を行わなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告が行われた場合において、その内容を審査し、必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象者に通知する。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、大規模文化事業開催助成金交付請求書(様式2)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成対象者に対して速やかに助成金を交付する。

(助成金交付の特例)

第11条 助成対象者は、前2条の規定にかかわらず、第5条第1項の規定により交付決定した助成金の全部又は一部を概算払で交付を受けることを請求することができる。

2 助成対象者は、前項の規定により助成金の概算払を請求しようとするときは、大規模文化事業開催助成金概算払請求書(様式3)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の概算払請求書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成対象者に対して速やかに助成金を交付する。

4 市長は、概算払を行った助成対象事業が完了したときは、助成対象者に第8条の規定により確定した助成金の額をもって当該助成金の精算を行わせるものとする。

(関係書類の整備)

第12条 助成対象者は、助成金に係る収支を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、助成金の交付決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(検査)

第13条 市長は、必要と認めるときは、助成対象者に対し報告を求め、又は前条に規定する書類の審査をすることができる。

(助成金の交付決定の取消し及び助成金の返還)

第14条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定又は助成金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。
- (2) 助成金を助成対象事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 市長への提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関し不正行為があったとき。
- (4) その他市長が助成金を交付することが不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。